

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法の有効期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長し、平成三十一年六月三十日までとするこ
と。
(附則第二条関係)

第二 罰則の引上げ

報告の徴収に係る罰金刑の上限を引き上げるものとする事。
(第十二条第一項関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする事。ただし、第二の改正規定は、公布の日から起算し
て二十日を経過した日から施行するものとする事。